

○厚生労働省告示第二百六十八号

特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準（平成十九年厚生労働省令第百五十七号）第七条第一項第二号及び第八条第一項第二号の規定に基づき、特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準第七条第一項第二号及び第八条第一項第二号の規定に基づき厚生労働大臣が定める食生活の改善指導又は運動指導に関する専門的知識及び技術を有すると認められる者の一部を改正する告示を次のように定め、平成三十年四月一日から適用する。

平成二十九年八月一日

厚生労働大臣 塩崎 恭久

特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準第七条第一項第二号及び第八条第一項第二号の規定に基づき厚生労働大臣が定める食生活の改善指導又は運動指導に関する専門的知識及び技術を有すると認められる者の一部を改正する告示

特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準第七条第一項第二号及び第八条第一項第二号の規定に基づき厚生労働大臣が定める食生活の改善指導又は運動指導に関する専門的知識及び技術を有すると認められる者（平成二十年厚生労働省告示第十号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改 正 後	改 正 前
<p>特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準（平成19年厚生労働省令第157号）第7条第1項第2号及び第8条第1項第2号の規定に基づき厚生労働大臣が定める食生活の改善指導又は運動指導に関する専門的知識及び技術を有すると認められる者は、次のとおりとする。</p> <p>第1 食生活の改善指導に関する専門的知識及び技術を有すると認められる者 食生活の改善指導に関する専門的知識及び技術を有すると認められる者は、<u>歯科医師</u>又は次のいずれかに該当する者とする。</p> <p>1・2 （略）</p> <p>第2 運動指導に関する専門的知識及び技術を有すると認められる者 （略）</p> <p>別表第1（第1の1関係） （略） 別表第2（第2の1関係） （略）</p>	<p>特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準（平成19年厚生労働省令第157号）第7条第1項第2号及び第8条第1項第2号の規定に基づき厚生労働大臣が定める食生活の改善指導又は運動指導に関する専門的知識及び技術を有すると認められる者は、次のとおりとする。</p> <p>第1 食生活の改善指導に関する専門的知識及び技術を有すると認められる者 食生活の改善指導に関する専門的知識及び技術を有すると認められる者は、<u>次</u>のいずれかに該当する者とする。</p> <p>1・2 （略）</p> <p>第2 運動指導に関する専門的知識及び技術を有すると認められる者 （略）</p> <p>別表第1（第1の1関係） （略） 別表第2（第2の1関係） （略）</p>